

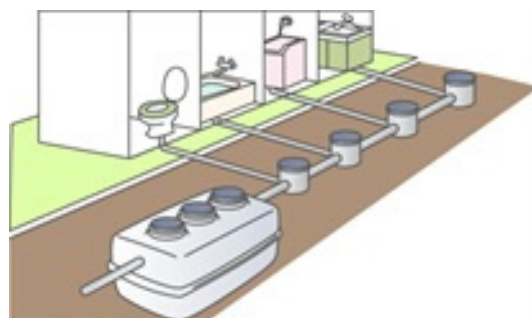
浄化槽設置整備事業補助金について

淡路市では、家庭から排出される生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び生活環境の保全並びに公共水域の公衆衛生の向上を目的として、合併処理浄化槽（トイレの汚水と台所やお風呂などの生活雑排水の両方を処理する浄化槽）を普及させるため、**浄化槽補助対象区域**において**個人の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する方**に対し、**限度額**を定め補助金を交付しています。

また、合併処理浄化槽への早期の転換を促進するため、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去及び宅内配管工事に係る費用についても、限度額を定め補助金を交付します。

〔注1〕補助対象となる地域は、下水道等の事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道、コミュニティプラント）の事業計画区域（認可区域）外です。

〔注2〕専用住宅とは、居住に使用する家屋で、その家屋の床面積に対し居住に使用する床面積が2分の1以上である住宅です。



1. 合併処理浄化槽の設置に要する費用の補助

人槽区分	補助限度額
5人槽	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～10人槽	548,000円
11人槽以上	939,000円

◆必要な添付書類

①「補助金交付申請書」提出時

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の位置図、付近見取図、配管系統図
- (3) 専用住宅を借りている方は、賃貸人の承諾書
- (4) 工事見積書（浄化槽設置に要する費用と宅内配管工事に要する費用を分けること）
- (5) 登録証の写し（登録浄化槽の場合）、保証登録証（市町村用）
- (6) 登録浄化槽管理票（C票）（登録浄化槽の場合）
- (7) 担当浄化槽設備士の浄化槽設備士免状の写し
- (8) その他、市長が必要と認める書類

②「実績報告書」提出時

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との浄化槽管理等契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査承諾書の写し
- (3) 浄化槽工事写真
- (4) 補助事業の施工に係る工事内訳書又は請求書及び領収書の写し
- (5) 浄化槽設置チェックリスト
- (6) 申請者の住民票（複写不可）
- (7) その他、市長が必要と認める書類

2. 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去及び宅内配管工事に要する費用の補助

① 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に要する費用の補助

補助限度額	単独処理浄化槽	150,000円
	くみ取便槽	120,000円

② 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に伴う宅内配管工事に要する費用の補助

補助限度額	単独処理浄化槽又はくみ取便槽	330,000円
-------	----------------	----------

〔注1〕 合併処理浄化槽の設置に要する費用の補助要件に該当する必要があります。

〔注2〕 以下の場合は、撤去及び宅内配管工事に要する費用の補助金を交付することができません。

- ① 合併処理浄化槽を設置せず、既存の単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去のみの場合
- ② 建物の構造上、既存の単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去できない場合
（残置したままで土砂等を投入処理した場合）

〔注3〕 撤去に要した費用が上記の補助限度額未満の場合の交付額は、実際に要した費用で、かつ1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

➤補助の対象となる費用

- ① 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去にかかる費用（取り壊し、運搬、産業廃棄物処理）
- ② 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去後の埋戻し（土砂、碎石等）、整地
- ③ 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に伴う宅内配管工事にかかる費用
- ④ 上記①～③に伴う諸経費、消費税相当額

➤補助の対象とならない費用

- ① 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽内の汚泥（し尿）引き抜き、清掃
- ② 既存の単独処理浄化槽又はくみ取便槽以外の設備、機器類（便器、手洗い器、床材、壁材、配管等）の取り壊し、運搬、産業廃棄物処理

◆必要な添付書類

①「補助金交付申請書」提出時

- 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の
- (1) 撤去費用見積書の写し
 - (2) 配置図
 - (3) 現況写真
 - (4) 配管工事に係る見積書の写し
- ※(4)は宅内配管工事費の補助申請時のみ

②「実績報告書」提出時

- 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の
- (1) 撤去費用領収書の写し
 - (2) 産業廃棄物管理票の写し（E票）
 - (3) 配管経路図、宅内配管工事費領収書の写し
- ※(3)は宅内配管工事費の補助申請時のみ

3. 補助金を交付できない事例

次のいずれかに該当する場合は、補助金を交付することができません。

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査または建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する場合
- ②個人の専用住宅ではない場合（社宅、民泊施設、事業所など）
- ③専用住宅を借りている方で、賃貸人の承諾を得られない場合
- ④販売又は賃貸の目的で浄化槽を備え付けた専用住宅を建築（改築を含む）する場合
- ⑤専用住宅の建替え又は増築により既設の合併処理浄化槽を更新又は改築をする場合
- ⑥故障により既設の合併処理浄化槽を更新する場合
- ⑦申請者が浄化槽を設置した場所に住所を有していない場合（別荘、別宅など）

⑧補助事業年度内に、実績報告書および添付書類の提出がなされない場合

⑨申請前に着工した場合

〔注1〕④、⑤については、災害が原因となった場合の更新又は改築を除く。

〔注2〕⑦、⑧について、実績報告時には住民票の添付が必要です。住民票の異動が必要な場合は、補助事業年度内に必ず異動手続きを行ってください。

4. 補助金交付額の算定例

〔事例1〕

合併処理浄化槽（5人槽）を設置し、既存の単独処理浄化槽撤去に150,000円以上を要し、宅内配管工事に330,000円以上を要した場合

補助金交付額＝332,000円＋150,000円＋330,000円＝812,000円

〔事例2〕

合併処理浄化槽（5人槽）を設置し、既存のくみ取便槽撤去に74,520円を要した場合

補助金交付額＝332,000円＋74,000円＝406,000円

◎ご不明な点は、淡路市役所下水道課までお問合せください。

【問合せ先】

淡路市都市整備部下水道課

（淡路市役所1号館1階18番窓口）

電話 0799-64-2514（直通）

050-7105-5014（IP電話）



淡路市シンボルキャラクター「あわ神（あわじん）一家」